

# 関西労災職業病 No.31

関西労働者安全センター

1976.11.30 発行

大阪市大淀区本庄東通り4-1 三和ビル22号室

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

60円

## 31号の案内

P. 1~2 安全センターをつくるのは  
労働者 大衆の力だ  
“運営の大衆化と組織強化につとめよう”

P. 3~6 転機を迎えた安全センター  
= 第5回関西集会の反省から =

P. 7 診療所だより

P. 8~13 ニュース

P. 14~18 連載その3 対植田直接交渉の経過

P. 19~21 連載その11 研究室を足場にした  
反労災・職業病、公害斗争

P. 22 資料 腰痛の新認定基準

# 労働者大衆の力だ!.....

## 組織強化につとめよう

関西労働者安全センターが結成されてすでに4年以上の月日が経過した。この間、関西労働者安全センターは数多くの労働者の職場斗争や行政斗争を経験し、労働者階級の命と健康を守る斗争の武器として大衆的任務をもつにいた。そして現在、安全センターはこうした大衆組織の使命をはたすために大きな曲り角に立たされている。

昭和45年 比良地区評労災職業病対策会議・全金京滋地本規模別共斗会議・尼崎労健協へ現在尼崎労安打)・南大阪労働運動の活動家を中心に労災職業病と斗争する関西ストロップが形成され、労災斗争を斗う活動家の交流が始まり。そして昭和47年11月にこうした活動二の集会には関西地方の活動家はもちろん、全国各地の活動家が結集し、労働者だけではなく全国全労斗運動の斗いを進める学生・研究者・そして反公害斗争を斗う住民

も集まつた。その後交流集会は今年で5回目を数えるに至っている。関西労働者安全センターは昭48年京都大学安全センター結成とともにオ2回交流集会で正式に結成された。以後、職場の労災斗争は労働者の日常的な斗いとして斗めれ、南大阪地区評労災職業病対策会議の結成、京滋労災職業病対策会議準備会の結成が得られた。

当時安全センターは地域斗争の連絡組織として位置づけられていた。しながら労働組合からの労災斗争を進めるための調査・分析・教宣・交渉等の要請が日々増してきた。労災職業病斗争が大衆化しようとしていたのだ。こうした情況の中で関西労働者安全センタ一は昭和49年8月運営委員会を開き、関西労働者安全センター趣意書並びに規約しを確認し、安全部事務局を形成し、事務所を設置、常任事務局体制を確立した。労働組合を中心に現在団体会員17、個人会員300名近くが

主

# 安全センターをつくるのは

張

## 運営の大衆化と

結集し、機関誌購読団体が会員を除き13団体・個人購読者を含む全国に200近くの機関誌を読んでくれている。団体会員や個人会員、そして購読者を含む一万会員、人近くが何らかの形で関西労働者安全センターと直接関わっている。

現在、多くの労働組合や未組織労働者から労災斗争についての助言の要請が殺到している。事務局は常任4人が毎日てんてこまいの忙しさに追われている。それば夕方でない。南大阪労働者診療所へ松浦診療所も大阪の労働運動と京大・阪大労職研の力によって設立された。安全センター事務局もそのために努力した。さらに、昨年、大阪の労働行政糾弾斗争に対する労基局の弾圧に対しても、関西労働者安全センターは大阪地評議も中央春斗共斗委が賛成する中で反対を表明し、斗い・大阪地評議も定期大会で反対を表明した。この様に大衆運動組織にも安全セン

ターの責任は重い。すでに約5回目の関西集会でも明らかになつたが関西労働者安全センターはより大衆化しつつある。広汎な職場労働者の斗争の前進を目指して安全セニターの組織と運動方針を大衆的に確認しなければならぬ情勢になっている。

運動の蓄積は必ず運動体の組織強化と活動家の考え方にあるものである。安全センターの運動は労働者大衆の事業であり、労働者と共に進む人々の事業でもある。だからこそ常任事務局と現在月に1回、安全センターの運動方針決定の場として用々としている組織小委員会へ全金田中機械・全港湾沿岸南・全造船佐野安・国労新幹線保線所・尼崎労安対・北摂労職対・京滋労職対・京大阪大労職研・京大安全センター・常任事務局・事務局長)をより大衆的に確認することが必要であり、総会開催の準備も急がねばならない。大衆的な安全センターの運営により更に広汎な労働者の命と健康を守る斗いを作り出そうではないか。

# 転期迎えた安全センター

三三三 や五回関西集会の反省から

八関西労働者安全センター常任事務局

や五回労災臓業病と斗つ関西

交流集会が盛況のうちに終つた。

今回の集会は、準備の過程と当  
日の討論の中で「我が安全セン  
ターが少數反対派から主流派へ  
と飛躍する大事な局面を迎えた  
ことを教えてくれた。当然この  
局面を反映して、集会の持つ意  
義も、単なる「交流」ばかりで  
なく「総括と方針」が求められ  
た。11月15日の集会進行委の總  
括討論と11月17日の安全セント  
ラルセミナーから

一組織委員会の双方に於ても真  
剣に二つの点が議論された。

この二つの討論を踏えて問題  
提起をしたい。そして今我々が  
「少數派から主流派への飛躍」  
を求めるうれしいことを大衆的  
に確認していくければならな  
い。この問題提起を受けて、全  
ての私場で討論が行われ、集会  
と安全センターに対する意見が  
寄せられることを期待してやま  
ない。

一般 合化労連など。官公労団  
係では、国労二四名、全電連一  
五名、自治労一三名、全通一  
名、全林野、都市交通など。  
これらのは数は安全センターの  
斗争がどこまで波及しているか  
を如実に示している。集会がつ  
一年に一度の安全センターの大  
会の性格を滲びてくるのも當  
然である。

また、新しいところでは、合  
化と全林野の参加があつたが、合  
集会を通じて交流を広めるため  
には、もつともつと広範に呼び  
かけて参加を得るべきであつた。  
全電連は、福井、徳島、船橋  
などからも参加があり、泊まり  
込みの交流会も行われていた。  
こうして産別内の交流も生まれ  
てきている。

次に単組としては、全港湾米  
製運送分会二七名、國労大阪新  
幹線保線所分会二一名、全造船  
昨年とほぼ同数。産別では、全  
港湾三八名、全金三七名、全造  
船一六名、全石油一四名、全国  
大衆的に斗つてゐるからこそ、

## 参加者の概要から

集会の参加総数は二五九名で  
昨年とほぼ同数。産別では、全  
港湾三八名、全金三七名、全造  
船一六名、全石油一四名、全国

これだけ多数参加でさるのである。これら組合は、集会を組合の學習の場としても期待している。

全石油スタンダード労組へハ名参加のも、組合分裂、不当逮捕等の弾圧に労災斗争で反撃しようとする意気込みを示すものである。また全金は単組としてB支部が参加しており、労災斗争の侵透ぶりを示している。

今年の特徴として、分科会は異つても、討論内容はほぼ一致していたことが挙げられる。

## 分科会討論

当日の分科会はヤ一分科会に被災者と被災者を抱えて斗つている組合（22組合）、ヤ二分科会に官公労・ヤ三分科会に大企業・ヤ五分科会に全金・全港湾業の中、中小企業労働者が参加して討論が行われた。

どの組合も、「従来の闘争のように、労働者のエゴイズム、本エ意識、企業意識を放だらかにしていてはダメ」ということを強調していた。

また、春斗の「二年連続敗北」と、ストライキ以降、従来の労働運動を見直さなければならぬといふ気運が高まってきたことにも影響している。

まさに労災斗争で向をめざすのか、いかなる労働運動を作っていくのが向かれているのである。

たゞ、ヤ一分科会で組合の側からの意見が先行し、被災者自身の諸々の要求が充分に討論されなかつた。このことは、我々がまだまだ被災者の要求を吸みあげて斗いきる正しい方針を抱んぢりないことを表わしている。

今年の特徴として、分科会は異つても、討論内容はほぼ一致していたことが挙げられる。

これは様々な私場に労災斗争が定着し、取組みが進んでさることである。

他の分科会に於ても同様に向むけた問題である。

## 予備討論

ヤ三分科会とヤ五分科会の予備討論は完全に失敗した。ヤ二分科会（官公労）ヤ四分科会（御用組合解体）の予備討論が成功したのと対象的である。また昨年はテーマを示しただけで多数の予備討論参加があつたことも对照的である。

その原因ははつきりしている。ヤ三分科会の場合には、下請労働者にとつては労災ばかりでなく賃金も労働時間も全てが大問題であるといふ状況に対し、完全センターが何う切り込んでいいからである。まだまた「下請

提起になり得ず、もつと総括内容を深め、方針として例えば「労災斗争を通じた意識変化」の様な課題が提起されるべきであった。この一年で斗争が一段とすすんだことを記されていなかつた証拠である。

こうした失敗をくり返さないために、安全センターは常に総括と方針をはつきりさせなければならぬ。

告について討論する時間がほしかつた」と強い意見が出された。一年間の斗争の総括と今後の方針が大衆的に強く求められていたことの反映だ。そのためにも基調報告は、もつと時間をかけて、もつと大衆的に討論されるべきであった。

五年前はじめて集会を開催した団体は「労災職業病と斗争活動家関西ブロツク」であり、実行委は有志の集団であった。当時は、一部の有志活動家のみが労働運動改革のために労災斗争に取り組まねばならぬないと考えていた。実行委もこうした状況を反映していったのである。それ故に、共催団体も「名前を借りる」ぐらいのことしかできなかつた。

今年ほど基調報告が注目された集会はなかつた。従来は集会のアクセサリー程度にしか受け取られていなかつた。

今年はまず、実行委の場で盛んな議論を呼んだ。議論の中心は、被災者の問題と、災害源は何か、労災斗争で何をめざすのかであった。非常に重要な議論であった。

また、当日の集会の参加者が、うつとも大衆的に、基調報

## 基調報告について

## 実行委について

実行委のあり方にについても厳しい批判が続出した。

まず、主催・共催団体がありながら、集会実行委がそれと関係なく構成されていて、主催・共催団体が集会運営に責任がもたされていないことが批判され

しかし、五年の間に、有志の地道な活動を通じて関西労働者安全センターは結成され、そして、労災斗争は恥場に定着し、大衆化してきた。それにかかわらず、今回の集会も旧態依然のままで、有志のみで実行委を構成した。これは明らかに大衆に対する無責任である。我々は自己批判する必要があるだろう。

更に、構成団体がありまいな

ため、実行委には財政基盤がない

く、ポスターやビラの費用をす

に集会は運営されなければならぬ  
なり。

## まとめ

労災斗争は取扱に定着し、大衆化した。そして労働運動の変革も進みつつある。五年前有志活動家の斗いとして、すなむち少數反対派の斗いとして出発し、関西集会・及び関西安全センターは、今や一つの潮流を形成しつつある。そして、労働者大衆は斗いの総括を求め、更につつこんだ方針を求めている。

このような大衆にもつともつと責任のとれる集会をして、安全センターでなければならぬ。ところが、集会も安全センターも、この状況に対して充分に対応できていないのが現実である。だからこそ今回の集会では基調報告・予備討論・実行委の構成・分科会討論などにその不充分な点が露出したのである。

我々は集会の総括の中から次の二点を学ばなければならぬ。  
それは「少數反対派から主流派に飛躍する重大な局面」にあることと、そのために集会も安全的・もつと組織的に運営されなければならぬことである。

明日からと言わず、今日からこれら不充分な点を克服していこう。これはそのための問題提起である。

## 投書のお題⑪

関西労災職業病の編集  
体制をより大衆的にする  
努力が今まで色々な形で  
行われてきましたが、今回初めて「通信ハガキ」を作成し、皆様の御意見  
を広く聞きたいと考えて  
います。

「通信ハガキ」には、関  
西労災職業病についての  
意見は勿論、労災職業病  
と斗う関西交流集会についての意見、安全センタ  
ーについての意見、批判  
など、いくつかの項目を  
設けてありますので、ご  
きるだけ「投書」していい  
ただきたいと思います。

また「ハガキ」には新  
読者の紹介欄を設けてい  
ます。現在発行部数は二  
〇〇〇と、一年で倍近く  
に増えていますが、更に  
々に拡大するため御協  
力をお願いしたいと思  
います。

「ハガキ」は来年10月ま  
で有効です……。

関西労働者安全センター  
就任事務局

# 診療所ナーリ

## 南大阪労働者診療所の近況から

八月二日の開所以来、目の回りようなせしの中で、四ヶ月経過しました。この間、診療所建設にあたり非常な努力と協力をされてきた多くの労働組合や協力者の方々には、充分な報告もできず、安全センターの紙面をお借りして、近況報告をさせて頂きます。

8月開所当時は患者数一日約30人で、所員一同やや手狭うござたという感がありました。が、11月には平均60名に増え、特に針治療は希望が多く、どうしても待時間が長くなつて下さいます。患者の約半数は労災被災者で、今は労組・残りは周辺地域の人といふ内訳です。労組では、例えば全港湾南支部約150名、全金約60名となつています。病気の中には腰痛症が最も多

く、頸肩腕や腰筋痛など運動器官の痛みを訴えてこられる方が半数をこえている状況で、針治療が大いに効果を発揮してります。待時間短縮のため、針灸師増員の計画をしております。

## もり上る 被災者の团结気運

また、労災被災者の方々が診療所の中で交流する機会が増えましたため、強引に補償の打切りされた被災者の救済の斗争を中心に行なわれた被災者の団結の気運が高まり、被災労働者同盟の準備も進み、既に、組織労働者とも連帯した労基斗争が進のうとしています。

しかしまだ診療所には多くの問題があり、労働者のなかで、う様な批判が出されています。

レントテン体制・待時間・自主

## 診療所の欠点を 解決するため

二水の向題の解決のためには、診療所の職員がもつと努力すべしことは勿論ですが、診療所運営委員会の体制を強化したり、労取研の活動を強化したり、労働者と連帶する医師・医学生の広汎な運動を作り出していくこととして又、関西労働者安全センターの組織体制を一層強化していくことが重要だと考えています。

このような診療所の活動をより多くの人々に知っていただきため、センター機関誌に毎号診療所よりの報告を行つています。と見えていますのでよろしくお願いします。

健診の相談・健康相談など解決すべき問題は山積しています。

# 前編

都島

問題解決のため努力する。一・都島反の会保母の賃金標準表を発表

定された。二の認定は、  
友の会側の「うちの園  
では労災になどなるはずがない」という主張  
をつき崩していく大き  
な力となるだろう。

## 支援共斗会議の 結成準備進む

11月25日には、オニ  
回交渉が行われたが、  
市側は責任のために必  
死であり、今後の追い  
こみが重要になつてキ

新に認定  
みちとる

斗いに除々に高揚して、いろ中で、11月19日  
全日通淀川分会に於て  
全国一般都島友の会斗争支援共斗會議（議長  
片本地評組織局長）準  
備会が行わる、全国一  
般・地域の仲間ら約30  
名が集り、今後の尊斗  
を確認し合った。そして、  
結成集会を12月中旬  
に行うことを決定した。  
支援共斗會議への  
多數参加が必要とな  
りきている。

1月8日 晴  
対大阪市責任追及の文  
件が行なわれたのをきつ  
かげに、情勢は静なら  
ぬ動きへの転換点を迎えて  
いる。友の会側は畠中  
氏起訴が決定するや組  
合攻撃に転じ、組合員  
保田への注意・謹責処  
分の乱発、阿佐保田の  
地位保全仮処分裁判公  
判への組合員の傍聴妨  
止と  
用者としての市の責  
任追及を行ひ、午後10  
時過ぎ、以下の点につ  
き民生局保育部企画課  
長との間で確認書を交  
した。  
一、総評の申し  
入について、大阪市  
は措置費を出してい  
る香託者の立場から、ま  
た保育行政を推進する  
立場なら、責任を感じ  
ており、組合も阿佐さ  
んに従事して3名の労災  
申請を出していくが、  
去る11月20日付で支那  
長の沢田さんがまず認

兵庫

# 昭和電極争報告集会

## 合化労連関西地協

合化労連関西地協の主催で、「昭和電極職業病・不当解雇裁判」争報告集会が11月4日に行われた。まず経過報告が行ゆれた。合化昭和電極労組は数年前、タールビニによるじん肺・ベン・皮フ障害との斗争に起ちあがった。執行委員の井上さんが皮フ炎にかかって阪大病院の田代医師のところへ行つたところ、「これは職業病だ」と教えられたのがきっかけだ。組合はただちに健診にとりかかつた。ところが、会社の弾圧はすさまじかつた。

「職業病が暴露されたらえらいことになる」と、まず健診を妨害して会社の指定する医療機関にやらせ、ほとんじ異常なし」とぐるり上げた。更に「今の組合は職業病があるなどと騒いで会社をつぶそうとしている」というデマで不安をあおつて組合を分裂させた。それにとどまらず、組合の中核人物井上さんを、「交通事故をおこして会社の品位を傷つけたしと理由にもならない理由で解雇してきたのである。」

このようにして、合化労連関西地協と共に、地協久らは、「昭和電極の斗争を全労働者で支えていきたい。また、各々の職場で労災斗争に取り組むことが何よりの支援だ」との方針を提起した。最後に、上さんは「少數になつても会社の不正と不誠実を告発し続ける。二年もかかる全ての労働者のためにだ」と力強く決意表明をして満場の拍手を浴びていた。

起された。最後に、上さんは「少數になつても会社の不正と不誠実を告発し続ける。二年もかかる全ての労働者のためにだ」と力強く決意表明をして満場の拍手を浴びていた。



南大阪

# 健保打切りを粉碎

全金港合同 矢賀製作支部

会社整理申立て以来  
すでに260日、地域

の強大な支援連弾で一  
日も明け渡すことなく  
がんばってきました。

誰に責任があるのかを  
倒産の根本は何か？  
どう話であります。  
向いつけめ、我々に一切

の責務がないといふ本  
質を打ち出さなければ  
ならぬし、自治体に  
対する我々の領域拡大  
を強めなければならぬ  
いと思ひます。  
(地域共斗No.23より)

私達は職場生産点を守

るオ一部隊として自主

管理を始めとして斗争  
を継続しています。

ししなし、敵の側は我

々の自主管理斗争を根

底から破壊すべく先の

保険金サギ事件をはじ

めとして弾圧を加えて

きています。保険金サ

ギ事件の公判もすでに

二回行かれましたが、

具体的な審理はまだ行

ゆれていません。前回

は支部全員が参加して  
敵の明確な弾圧を再認  
をニース

## 着実に労働者の権利拡大する

南大阪

11/19

## 三署合同交渉行う

全港湾 米穀運送分会

去る11月19日、守口

所は、資格喪失を提起

し、必要以上の催告で

打切りを行つてきたり、

打切りを行つてきたり、

打切りを行つてきたり、

打切りを行つてきたり、

打切りを行つてきたり、

打切りを行つてきたり、

打切りを行つてきたり、

この中には非災害性腰  
痛も含まれております。  
署

野・西の各労基署と含  
めた。その結果、分会  
が申請していた30名の  
腰痛災認定につき、  
29名の業務上認定がな  
らされた。(尚、一名は既  
に労災取扱い中)、

ふしろ二件ならだ  
と自覺

分会労働者は考えていい  
る。会社のみならず、  
親会社のオーナー食糧会社  
事内容を労働者の要求

に沿って改善しなければ  
災害源は変わらないの  
だ。そしてその斗争は  
既に始まっている。

## 南大阪

# 農林・労働各省と歩み

## 全港湾・沿岸南支部

全港湾沿岸南支部は、  
11月24日、支部執行委員及び安全委員が東京の農林・労働の各省を訪ね、港湾の労災向問題について交渉した。農林省に対しても、米運輸省の腰痛症の発生原因についても言える自主流通米の廢止とヤニ米のチエックについて、また労働省とは①港湾作業にコンテナに穴を開ける③米屋分会の腰痛症討りである。

策として事業主、親会社への行政指導をする。  
などについて、それが申入れた。その結果、早急(2週間ぐらい)に労働省が中心になつた各省政府を行ひ、それを返答する二つに分けていた。これらは、全港湾の労災斗争で同じく大阪港の港湾労働者Bさんの労災認定斗争を斗つたSさんの労災斗争や同じく大阪港の港湾労働者Bさんの労災認定斗争を斗つたSさんの職場でも、すでに「労災が治つたら、再度雇用する」という確認を取つており、70オーバーの労働者の権利要求を、資本・行政へ向けていることが期待され

大阪府被災労働者同盟、結集しつつある。  
大阪港の日雇労働者Yさんの労災打切りに対する労働行政糾弾

要求や就労確認斗争を行つた後、認斗争を行つたSさんの職場ではなく、一時金要求や就労確認斗争を行つたSさんの職場では、すでに「労災が治つたら、再度雇用する」という確認を取つており、70オーバーの労働者の権利要求を、資本・行政へ向けていることが期待され

# 斗い進む 被災労働者同盟

## 南大阪

連絡先 港区市岡2丁目1-30 松浦診療所内  
TEL. 574-8010 出口 静雄  
朝倉事務局次長を中心とする。  
に、高年令の労働者が

# 年金適用が焦点に

## 改悪労災保険法との斗争

東京

五日十九日の労災保  
険法改悪以後、各地で  
改悪糾撃の斗争が進ん  
でいるが、東京におい  
て、労災保険法改悪阻

止実行委員会を中心と  
なつて、最近、三田・  
立川・品川の各労基署

と交渉をもち、被災者  
の采年四月以後の取扱  
いについて回糾した。

これはその報告である。

三田労基署

全石油  
スタンダード労組

(1) 傷病補償年金の級を  
かるない。  
(2) 十二月中に労働省令  
が出る。それにについて  
私見を述べると

(3) まだ年金施行の準備  
には入つていりない。法  
改正は経営者側からの  
申入れや、告訴を考慮

(4) ケイワーンの年金施行  
に伴つて五九三号通達  
すると言える。

(5) この法改正によつて  
労使が真剣に取組むよ  
うになる。

(6) 年金移行により解雇

十月二七日の立歩で  
三田労基署労災課長は  
次のこと回答した。  
(1) 来年三月までは打切  
りはない。しかし、  
四月以降は法改正の内  
容次第でどうなるかわ

(1) 患者の症状毎に判定  
休業中の者が対象で  
リハビリ勤務中の者  
(2) 半日勤務程度で休

(八) 十二月に全国の労基  
局長会議後、来年一  
月中に各労基署に下  
りて、二から三月中に  
対象者

イワン四十名のうち  
ソニーなどの通院患  
者七くハ名を除いて  
32名へ80%が年金

(3) まだ年金施行の準備  
には入つていりない。法  
改正は経営者側からの  
申入れや、告訴を考慮

(4) ケイワーンの年金施行  
に伴つて五九三号通達  
すると言える。

(5) この法改正によつて  
労使が真剣に取組むよ  
うになる。

(6) 年金移行により解雇

が出ても仕方がない。  
一年半での年金施行は  
ボーダーライン一過  
院治療で過一回位の  
必ずやる。

立川労基署

行政印刷  
出版労組

(1) 11月下旬には細則が  
署(立川)は次のよう  
に回答した

(2) 何らかの形で休業し  
ていいれば傷病補償年金

(3) 田倉さん(49年3月  
11日初診 49.7.5)

(4) ヘリハビリは空文化  
に移行する

(5) この法改正によつて  
労使が真剣に取組むよ  
うになる。

(6) 年金移行により解雇

で、初診から一年半に

さかのぼつて年金適用し、四月以降は三年過ぎてるので解雇制限はなくなる。

人は年金移行は必要なものではないか」と思ふ。

すれば「休業補償」に恩法による不利益を訴へ。

さない行政斗争。(3)改悪の張本人である関経産に対する斗争の準備

## 品川労基署

日本  
メールオーダー労組

大阪

## 三事の面見を期して や回回 実行委會議開かる

11月11日 森宮市立

労館に於て、労災保険法改悪糾弾実行委のや

四回会議が行われた。

9月22日 大阪地評大

会での改悪抗議決議・

10月6日 や二回全関西

統一ビラ書きと運動の

一定の上昇にもかかわ

らず、その後の方針の

不明確さと や五回労

災弘業病と斗う関西交

流集会を労災保険法改

悪糾弾の斗いに十分活

用できなかつたことな

る被災労働者について

(2)それら被災者の改

りる。

## 全港湾が 100%トロール

### 長期休業者の 実態調査を

— 13 —

(4)年金についても軽快

の執行を要求すること

などの点について申し合せが行われた。

当日の会議出席者も極めて少なかつた。

会議では今までの総括として、改悪糾弾と

被災労働者の完全治療

完全補償を要求する強

烈的斗争への転換の必

要性、安全センター事務局が運動を請負いし

ている傾向の克服など

が挙げられ、今後の方

針として(1)長期にわた

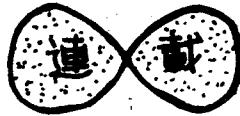
り休業・治療してい

たの意見調査を行

い。現在との

まとめの作業を急いで

(1)省令が出ていなければ、(2)法令は一年半で治しきらなければ、年金施行の(3)私見だが、「リハビリ」(4)リハビリ要求中の状況を采してお



# 対植田直樹交渉の経過

(その3)  
植田マンガン分会 宮路忠

昭和五十年十二月十二日、午前十時三十分、や大回目上昭文涉。植田満俺製錬所の粉碎業務廢止に至る当時の事実経過の再確認。移転用地・上昭設立。

生産・在庫・各責任者の業務上の管理責任等、内容豊富に至る。更に団交終了時に、一時金五万円の領収証を手渡す。ときには午後一時を少々すぎた頃である。

## つかの間の中

あくまでもしらけ切り、迷かれようと画策する植田文次を、ここまで追及し続け、遂に連日斗争を打ち抜き、静かなる日を迎えることができた。

## 田舎周辺に

## ワールド分会で 津起集会

昭和五十年十二月十五日、午後四時過ぎ、地域合同労組ワールド印刷分会に対し、地労委より、不当解雇撤回、賃金支払謝罪公報等の裁定下る。

しかし、安心なる静ではなく、かりそめの静でしかない。さながら休火山の如く、内に秘めた力と、その機会は時を待つていいのだ。

事実関係の確認は既にとしても、五十万円位で命と健康を他人に売り渡すほど、我々が他人に売り渡すほど、我々の目は輝いている。そして、一人知人ができた。政治家共の、お前達は責任をどう果すつもりか。会場内には熱気が満ちて人々の目は輝いている。そして、実際はこれから先の斗いがより激しく、深刻であることは目に見えている。しかも一筋縄でいく相手ではない。いかに立ち向えば相手に勝ることができるのか、私達に譲せられた宿題である。

昭和五十年十二月十四日、午後一時すぎ、大阪中之島、中央公園堂、瀬戸内海をとり返そう集会に出席。海は私にとつて決して他人事ではない。釣り好きの私の友なのだ。年々汚染の度合いがひどくなり、魚が住まなくなってきた。魚が住めない海なんてあるものか。馬鹿な役人と、金亡者の資本家どもめに、私達の海を占有されなくなるのか。会場内には熱気が満ちて、この水を呑め、この空気を吸え。

しかし、現実にはこれがどうかが問題なのだ。職場をどう守るか、ヤツラは組つてやる。労働者は体で斗うしかない。これが労働者の宿命とも言えるだろう。泣くことは許されても負けてはならない。理念では飯も喰えない。ただ動くのみ。立ち上がり、手を結ぶ仲間よ。

昭和五十年十二月二十一日  
第十八回目植田交渉、午前十時  
すぎ、森川やす工労災確定通告  
生活補償要求、一時金を請求、  
認書作成、署名、捺印、ときには  
十時五十分、合意に達する。確  
認書作成、署名、捺印、ときには  
十一時五十分也、当日交渉終了。

## 一文字一言が 身に付く思い

同二十一日、大東市民会館田  
階茶室。午后二時三十分、分会  
員、全大阪合同労組、植田マン  
ガン労災と公害調査団、全電通  
大東分会、等の協力をうけ開催。  
分会側より資料を提出、総括に

入る。一文字、一言が知識となり、身に付いていくのだ。組合活動と、永年無関係であつた私達には学ぶことが余りにも多い。これら日々は終生忘れることなく私の糧となるだろう。

理は一つしかない。そしてこの夜私は泣いた。みなさんオオキニ・スミマセン……。

## 地域共斗忘年会

### 一杯の酒に泣く

昭和五十年十二月二十六日  
午後大時三十分より、大東すし  
半にて共斗忘年会開催。連日の  
苦斗もこのひと時で消散。人より  
気楽と笑うなれ。

斗争は毎日続いているのだ。  
ビラ、ステッカーの手書き、配  
付、報告書、分会通信、他資料  
の精読。整理、記録アルバム作  
成。次の因交設定、数うれば山  
ほどある。

一パイの酒に人の情けを知り  
心を打ち明け、連帯が深まれば  
その価値は何ものにも代え難い。  
この社会、人の世に、無駄な  
評価するかは自由だが、常に真

理は一つしかない。そしてこの夜私は泣いた。みなさんオオキニ・スミマセン……。

## 団結モチツキ大会

### 心は晴々と

昭和五十年十二月二十八日、  
地域共斗団結モチツキ大会。盛  
会。快晴とは言えなくとも、人  
の心は晴々として、若者の力が  
おどる。植田黒工場内の広場に  
人々は集い、杵音は師走の空、  
道端に響く。子供は手から足  
まで白くし、太根オロシモチを

「ウマイ」と喰う。掛け声に替り  
て「ハンドマイク」から流れる  
所信表明は場内に満つ。こうし  
て発想が又次に役立ち、進化す  
るのだろう。

植田満億分会は余りにも恵ま  
れた環境にあるのか。そうだと  
したら甘えすぎないこと、成果  
を過信しないことが大切だ。私  
には指導力はない。

たゞ生きることに精一杯動こ  
うとしているだけで、労働者が

共有する本能に従つてゐるにしかぎない、そこには動物的で、これからも安心して物事に当つていい主義が、凡夫の浅ましさ何かと指摘していくべきだ。ネバリ強ひモノのようにならう。

## 正月を迎えて

どうしてこれが

### 「全て異常ナシ」か?

こうして私達植田満庵分会は昭和五十年を終えさせついにござました。三月以来の要求が年末になつてどうにか道が開け、拠点を得たのですが、延何百人の方々の力強い支援を受けてのことです。現在、私達分会員は、元旦であろうと、平日であろうと、全く変りない人生を日々と送つています。申し訳ないと思ひます。が寒さがこたえるのです。わざかにステッカーの手書き、掲示等を細々と行つています。被害者としての要求額を摘要て出し、その声もありますが

大阪労働基準局、守口労働基準監督署等に対する、三八年調査の後始末を的確に、労働者を苦しめ、泣かせぬようになり、と要求していますが、今までに判明したことは、「全て異常者無し」という奇妙な報告のみです。例をとりますと、「握力」の低下が異常とみられていないことがあります。私の場合ですが、四十九歳頃までは、左手で50前後、右手で55~60前後、現在は左手で30台、右手で30~40台です。加年老化といつても、余程のこと

加害者側たる植田文次が、田交二時に言葉をかえていふ。時朝尚早と考え、失方が全責任を

痛感して申し入れてくるまでは出しません。

# 労働行政の反労働者性を糾す

がない限り急激に低下はしません。平均的サラリーマンの握力数を、重労働で永年鍛えた労働者にハメしてくるところに間違があります。もし私の右手が30台数値だとしますと、私はとつては約半分に低下したことになるのです。

しかし、平均的サラリーマンですと、正常数値になるのでしょ。その結果、「握力低下はみられず、従つて異常ナシ」となるのです。こういう敗扱い方が行政と、企業が抱え産業医のやり方です。

## 大半の事業所の法違反を放置

更に、大阪府下のマンが  
ン取扱い事業所の実態調査報告  
ですが、一月十二日し監督対象

五十七事業所のうち五十四事業  
所に於て、数々の違反があつた  
ことです。健康診断未実施・設  
備不完全等、しかも、事業所の  
数すら異常に少なすぎることで  
す。輸入鉱石、年間二百万トン  
以上を扱いながら、港湾、運搬  
機械等が調査監督対象外だつた  
ことです。

約95%という違反事業所数と  
労働者の健康診断すらまともに  
行つていないと、いふことは「未  
だに労働行政は何もやつていな  
いに近い」と言えることじよ  
う。

労働者保護が目的の労働行政  
とか、予防監督行政などと大き  
なことを言ひながら、「實際は企  
業サイド」「労働者切り捨て行政  
である」この行政体質と、私達は  
斗つていかねばなりません。

私達被災労働者は、今までの  
行政期待の考え方を捨て、自分  
達の力で行政を正常化させた  
め広く手を結ぶべきでしょう。

## 労災患者の春斗要求

(一) 来する権利がある。  
平均賃金の算定  
は退職時、発病時  
等の制限を種々設

私達労災弘業病患者には、休  
業補償一本しか收入の道はない。  
この労災休業補償は、正規には  
平均賃金の六十%でしかない。

その平均賃金の算定法にも種々  
制限があり、決して被災労働者  
に有利とは言えない。労災弘業  
病患者が発現するのは、企業

資本に全責任があるのは当然で  
あるが、國、即ち労働行政にも  
一半の責任がある。植田満倉労  
災事件で極めて露骨に示された  
如く、安全衛生法に基く監督指  
導の怠慢行政が証明している。

故に、私達被災労働者も春斗

に参加して、その一員として、  
私達の立場として次の二点を要

(一) 休業補償を増額すること  
おくこと。

(一) 前に述べた如く正規には六十  
%であるがこれをハロ%まで  
引き上げること、されば特別  
支給金ともで百分に近付く。

(一) (奥賃百%にはならないが)  
休業補償のスライドを毎年  
実施すること。物価は年々昂  
騰し、賃上げも年々実現して  
いる。しかし、スライド率は

低すぎる。

(一) 衣食住、人間生活三原則の  
加害企業負担、原則として法  
規に明確に示せ、義務付けろ。

何もなく、全く野放  
し、同然に放置してあ  
る。消耗品と同様に

余りにも明白に企業責任等が  
軽んじているのが現在の企業  
資本の体質であろうが……

## 終章 私の放言

労働者の命と健康を奪つた代  
償がいかに高価なものか、實際  
的に思ひ知らしめてこそ、企業

資本の体質改善に役立つのが  
ないのか。私達労働者は使い培  
て工具ではないぞ、同じ人間な  
のだ。衣食住の生活三原則は加  
害企業負担、破産宣告よりも優  
先する。この補償を労働者に与  
ば国が出せ。これでこそ労働者  
保護の労働行政であり、労働法  
であるだろう。

現在の休業補償の中から、市  
民税、府民税、国民年金、国民  
健康保険、等等と諸税を負担納  
入し、その残りで一家が何日生  
活ができると思うや。悲痛なニコ  
ースが次々と社会に起生するの  
は当然であり、私達もその仲間  
入りしないとは断言できない。  
「マサカ」とは否定しつつも、

「意識的に数ヘラシ」を「ヤラ  
ラテイル」、「こんな気になるとき  
もあるのだ。」

## 労災被災者よ 起きて、手を結ぼう！

私達労災職業病患者は共通し  
た辛苦を味わつてゐるのだ。今  
二二に手を結べば、そして団結  
して斗えば力は大きいものとなる。  
法とは人が作るもの、我々  
がこの法を改正させることだつ  
て不可能ではない。

粘り強い斗争が必要だろうが  
座していいことは主張も通じない。  
加害企業資本の居直りと、逃亡  
を許すな。

私達をモルモット扱いした御

用産業医を追放しよう。労働者  
の立場を心を、環境を理解し  
正しく指導してくれる医師も二  
つの社会には多く在る。「モルモ  
ット」になるな、「ヒエロ」にな  
なるな。

## 新春の呼声

一 晴間かと思ひば時雨れる  
初春の

村の庭陰、垣根の陰に

そつとのどいた梅の枝  
ホーホ、ホケキヨの声がする

一 ポツツリと裾野に立ちたる

山小屋の

軒場の近く、芽の付いた

稚木の陰に愛うしい

木、木、木ケキヨの声がする

（以下略）

若い頃の山歩きのつれづれに作  
つた中から春のもの、題して「山  
の細道」集より、昭和27年3月上  
旬滋賀県・藏王にて作る。二十三  
才頃です……。

（※宮路忠氏の斗争記のシリーズ  
では今回で終了しました。各  
方面から、感想、激励などお  
便りをお寄せ下さい。編集部）

# 研究室を足場にした 反労災・職業病、公害斗争

その11

岡山大學紅生學教室有志

## 瀬戸内海沿岸工業地域での公害斗争

### 姫路・福山の 公害斗争

姫路市一帯は、関西地方の一角でありながら、非常に保守的なところである。この地区的衆院議員に、社共両党の議員が一人もいない点をみて、大体の予想がつくであろう。新日鉄

出光、関電などの大企業一地元財界、行政機構、町内会、自治会とフランジ地域支配体制はきめめて強力であり、口マンテツクな住民運動などではとうてい歯が立たない程である。

大気汚染も、水質、海岸線の汚染も、そして地域全体の破壊も、他の瀬戸内海沿岸と同様に、いやそれ以上に激しいものがあつる。当然多數の公害病患者がおり、諸矛盾は労働者、住民の中でも渦巻いている。しかし、行政当局は、医師会に依託していざる健康調査によれば、慢性気管支炎患者の比率は約1%であり、

問題はない」と、平然とウソぶりにはばからぬのである。我々が、市民団体と協力して昨年行つた健康調査(二月)は、少なからずも市当局や医師会の調査よりも科学的であると自信を持つて言えるのであるが、によると慢性気管支炎有症率は、汚染地区で5%前後にも達している。もはや、公害病の多発は歎然たる事実である。

しかしながら、いかに公害の実態が深刻であつても、大企業の地域支配に抗して、明確な戦術と、一定の戦略を持って、被害者、住民を組織して行く部隊がない。たゞ、公害斗争の前進は、決して得ない。姫路市の公害斗争は、残念ながらそういうに状況におかれているといえよう。先に「市民団体」と言ったのは、少數の主体的市民はシコシコと運動を続けているものの、組織された住民運動は、まだほとんどないからである。

我々が「研究室を足場にした反公害斗争」と叫ぶことはたゞ

すいば、姫路市のようにさびしい状況の中での自らの実践を通して、運動論的に地域斗争にかかわるという二つは、一体どういふことであろう。この問題は、我々につきつけられた古くてしなも新しい課題である。

## 福山では

広島県の東端にある福山市は、世界最大の日本钢管の製鉄所に支配されている。へ實に30万市民の約半数が钢管関係者といえ、日本钢管一社で、ほぼ倉敷市水島コンビナートの敷地内に近づく汚染物質を吐き出しているのが現状である。

福山の反公害斗争は、教師をはじめとする主体的、意識的な市民を中心となつて激烈な形で進められてきている。火力発電の新設に反対する運動の一戦術として生み出された「旧料金を支払う運動」(電力料金の値上げ分を断固として払わない)と進める過程で、彼らが中国電力

に付いた斗争の先鋭化は、必ずしも反公害斗争の大衆化、組織化された住民運動の盛り上がりには結びつかない。むしろ逆に、一種のロマン主義的傾向や、住民運動の立場を招きやすいという面がある。そういう反

応が、少數の意識的市民が中心になつた斗争の大衆化は、必ずしも反公害斗争の大衆化、組織化された住民運動の盛り上がりには結びつかない。むしろ逆に、一種のロマン主義的傾向や、住民運動の立場を招きやすいという面がある。そういう反

応が、少數の意識的市民が中心になつた斗争の大衆化は、必ずしも反公害斗争の大衆化、組織化された住民運動の盛り上がりには結びつかない。むしろ逆に、一種のロマン主義的傾向や、住民運動の立場を招きやすいという面がある。そういう反応が、少數の意識的市民が中心になつた斗争の大衆化は、必ずしも反公害斗争の大衆化、組織化された住民運動の盛り上がりには結びつかない。むしろ逆に、一種のロマン主義的傾向や、住民運動の立場を招きやすいという面がある。そういう反

応が、少數の意識的市民が中心になつた斗争の大衆化は、必ずしも反公害斗争の大衆化、組織化された住民運動の盛り上がりには結びつかない。むしろ逆に、一種のロマン主義的傾向や、住民運動の立場を招きやすいという面がある。そういう反

応が、少數の意識的市民が中心になつた斗争の大衆化は、必ずしも反公害斗争の大衆化、組織化された住民運動の盛り上がりには結びつかない。むしろ逆に、一種のロマン主義的傾向や、住民運動の立場を招きやすいという面がある。そういう反

るみで千人以上の住民を結集して、恐らくは子供から老人を含めて千人以上の住民を逮捕しない限り、も早強行着行し得ない。という力関係を作り上げて、この二期計画阻止住民集会は、大分県の伝統的な力、チヤンパワーに立ち入られて、まさに熱気に満ちあふれていた。「これからは住民運動のしたたかさだ!」という感情にうたれた。彼らは、十年近くの斗争を絶けながら、日々の行動を常に総括し、科学化して、方針を作り、強固な住民組織を中心に据えた斗いの隊列を、広範に作り上げてきて、今日、地域住民斗争が、労働運動と相並ぶだけの争いとなり、夏の意味でしたたかに力を生み出してきているのは、二のような住民の生活に根をおろした、夏の意味で「科学的」ではなく実践の積み上げによるものであるといえるであろう。

において健康調査を行い、一応の成功をおさめた。二の調査なら、汚染地区での激しい公害健康被害の実態が明らかになつたが、これは九州大学衛生学教室の健康調査の結果「健康障害の主因は大気汚染ではない」の非科学性と反住民性を白日のもとにさらすものであった。住民運動は、今、十年来の斗争の蓄積の上に二の健康被害の実態把握を付け加えて、鋭く敵に迫ろうとしている。

連載を終えるにあたり、最近、飛鳥田市政下で進められた、公害規制の「横浜方式」の実際をなに見ることができたのでその印象を記してみたい。勿論、横浜方式は現体制下、現行法体系下における改良的行政の一つであるに過ぎない。が、各汚染物質の測定値にあらわれた公害規制や、全市民を対象にした健康調査結果に示されている公害病発生の実態をみると、横浜方式が公害列島といわれる我が国の最もすぐれた改良的公害行政の一つである点を痛感した。少なくとも今まで紹介してきた瀬戸内のすさまじい程の公害実態と比べ、地域住民の民主主義という観点からも格段の違がある。二の様な改良の中々ら明日に向けての論理として何を獲得していくか、即ち改良の成果を長期間戦略の中でどの様に位置づけて行くのかという事は、反公害労災職業病斗争を進めようとしている我々に与えられた今日の大好きな課題であろう。(柳樂記)

料

# 非災害性腰痛も六六一

資

基準第七五〇号

昭和五一年十月一六日

一 業務上腰痛の認定基準等について

腰痛の業務上外の取扱い等について

## 一、災害性の原因による腰痛(略)

ので、念のために申し添える。

## 二、災害性の原因による腰痛(略)

検査を必要とする状態となることもあるので、これらの腰痛を業務上の疾患として取扱うこととしたものである。  
なおこのような腰痛は、腰部に負担のかかる業務に数年以上従事した後に発症する二つもある。

(2) 重量物を取扱う業務又は腰部に過度の負担のかかる作業様の業務に相当長期間(一ヵ月以上)にわたって継続して従事する労働者に発症した慢性的な腰痛。(以下略)

(1) 腰部に過度の負担のかかる業務に比較的短期間(一ヵ月から数年以内)従事する労働者に発症した腰痛の業務上外の認定基準の検討

に関する専門家会議において(以下略)

(1) 負担のかかる業務(1)(2)(3)筋筋膜・韌帯等の軟部組織の通り改訂することとし、これに伴い上記通達は廃止するので今後の事務処理に遺憾のないよう万全を期されたい。

尚、七五〇号通達の全文は安全センターの方にありますので、必要と思われる方は御連絡下さい。

なお、本通達の解説部分は認定基準の細目等を定めたものであり、本通達文と一体のものとして取扱わざるべきものである。

寒いですね。今号は編集の都合で  
後記は裏においやられました。

5回目の集会も終わり、安全セン

ターの運動・組織も総点検する時

期がきたようです。より大衆的に、  
より確固とした組織に、と

一層

頑張らねばと思つていま

## 編集後記

す。読者の皆さんからのお意  
見を期待していまますのでよ  
ろしく。

そして、もう一つ、冬  
の一時金カンペへの御  
協力も是非よろし  
いします。

昭和50年10月29日 第三種郵便物認可

「関西労災医療病」31号 51年11月30日発行（毎月一回30日発行）